

鴨川市江見3地区学校施設等統合整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 江見地区、太海地区及び曾呂地区（以下「江見3地区」という。）の小学校を統合して設置する小学校（以下「統合小学校」という。）並びに江見3地区の幼稚園及び保育園を一元化するためにこれらを統合して一体型園として整備する施設（以下「幼保一元化施設」という。）に関する事項について協議するため、鴨川市江見3地区学校施設等統合整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 統合小学校及び幼保一元化施設の整備に関する事項
- (2) 統合小学校及び幼保一元化施設の管理運営に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、江見3地区の次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小学校の代表
- (2) P T Aの代表
- (3) 区長会の代表
- (4) 幼稚園及び保育園の代表
- (5) 幼稚園の保護者の代表
- (6) 保育園の保護者の代表

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて関係者の委員会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、第2条に掲げる所掌事務のうち専門的な事項を協議するため必要があるときは、専門部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成26年3月31日までとする。